柏原市民間社会福祉施設連絡会(地域貢献委員会)

生活支援事業規程

(目的)

第1条 この事業は、柏原市民間社会福祉施設連絡会(地域貢献委員会)(以下「連絡会」という。) が柏原市内に居住する者を主な対象者として、やむを得ない事情により生計の維持が困難となった場合に、緊急支援として給付金と必要な相談援助を行うことで、生活の自立促進を支援することを目的とする。

(運営)

第2条 この規程は、連絡会が主体となり運営し、相談内容に応じて、加入する各施設の長(以下「各長」という。)の判断で支給する。

(財源)

第3条 連絡会加入施設より事業費として、一施設一口 5,000 円以上を徴収し、財源とする。 (対象者)

第4条 この事業の対象は、柏原市内に居住する者とする。

(受付・決裁)

第5条 各長は、この事業の対象者となり得る者を面接し、生計の維持が困難となっている理由、状況等を聴取する。

- 2 各長は、聴取した内容に基づき、支給決定書(様式1)に必要事項を記入し、受付を行う。
- 3 対象者が連絡会に加入する施設の利用者で、その施設関係者が相談する場合は、当該施設で受付・決裁まで行う。
- 4 前項の場合以外は、柏原市社会福祉協議会で受付・決裁まで行う。

(必要な書類)

第6条 各長は、対象者に本人・住所が確認できる書類等(免許証・健康保険証・年金手帳など) の提示を求め、生活支援事業支給決定書の内容について確認する。

(決定)

第7条 各長は、聴取した内容に基づき申請された生活支援事業支給決定書(様式1)にて支給の決定を行い、給付する。

(給付の内容)

第8条 各長は、相談一件当たり給付金として上限10,000円の範囲で支給する。

(頻 度)

第9条

同一人物に対して支給する場合は、前回の支給日より6ヶ月以上経過している事とする。 (仮 金)

第10条 この事業は、基本的には返金は求めない。しかし、受給者がこの事業の趣旨を理解の上、のちに返金を希望する場合は、応じるものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。